平成２５年（フ）第７８７０号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目18―６　誉荘７号室
債務者　東江　昌子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７１号
千葉県市原市青葉台６丁目14―７
債務者　根本　文子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７２号
千葉県四街道市千代田４丁目９―９
債務者　菅沼　育美
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１１号
神奈川県海老名市杉久保北４丁目３番３―808号
債務者　三枝　雅芳
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８９号
神奈川県大和市西鶴間４丁目１番５―216号
債務者　吉岡　　武
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４号
栃木県那須塩原市西幸町３番７号　ミール幸第１ハイツ102号、前住所栃木県大田原市下石上1639番地13　ライフメイト野崎101号
債務者　高橋　誠治
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１２９７号
横浜市磯子区新杉田町７番地11　アビシニー新杉田401号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６５３号
東京都大田区大森南３丁目19―３―206
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７７３号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―３―203
債務者　竹内　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８２５号
東京都武蔵野市八幡町３丁目３―７
債務者　三津　　勇
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７号
岐阜県下呂市乗政1617番地１
債務者　今井しのぶ
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時55分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
岐阜県下呂市小川1819番地１
債務者　赤津　京子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午後１時15分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
岡山市北区大供２丁目10番20号　303、旧住所岡山市中区四御神836番地　C516―７
債務者　桐野　耕一
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３７号
神奈川県藤沢市藤沢541番地の19　クリオ藤沢七番館801号
債務者　古屋　伯枝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1671番地13
債務者　福島みほ子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部